

火薬類製造(丙種)・取扱保安責任者免状の再交付申請

(1) 火薬類製造(丙種)・取扱保安責任者免状の再交付申請をする場合

○提出書類

- ① 火薬類製造(丙種)・取扱保安責任者免状再交付申請書・・・様式№59
- ② 住民票
- ③ 写真(注2)
- ④ 返信用封筒(注3)
- ⑤ 火薬類製造(丙種)・取扱保安責任者免状(注4)

(注1) 申請者の住所の欄は、住民票の住所のとおり記入すること。

(注2) 写真の大きさは縦4.5cm横3.5cmで、裏面に氏名を記入すること。

(注3) A4サイズの免状を折らずに送付できる程度の大きさの封筒に、送付希望先の住所を記入すること。

なお、返信用封筒には、切手を貼付しないこと。

(注4) 汚損した場合のみ。

○提出部数 1部

○提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班

○手数料 2,400円(納付済証を貼付すること。)

○手数料納付方法(令和8年10月以降)

- ・手数料収納窓口にて、申請書左上にあるQRコード、または山口県手数料納付連絡票に記載されたQRコードを提示し、手数料をお支払いください。
- ・手数料支払い後発行される「納付済証」を申請書にある納付済証貼付欄に貼付してください。

(注1) 納付済証は再発行できません。紛失されないよう十分ご注意ください。

(注2) 令和8年9月末までに購入された山口県収入証紙は、令和9年3月末日まで手数料の納付に使用できます。収入証紙につきましても、申請書左上「納付済証貼付欄」に貼付してください。

(2) 火薬類製造(丙種)・取扱保安責任者免状の書換申請をする場合

○提出書類

- ① 火薬類製造(丙種)・取扱保安責任者免状書換申請書・・・様式No.60
- ② 火薬類製造(丙種)・取扱保安責任者免状
- ③ 変更事項を証する書類(戸籍抄本等)
- ④ 住民票
- ⑤ 返信用封筒(注2)

(注1) 申請者の住所の欄は、住民票の住所のとおり記入すること。

(注2) A4サイズの免状を折らずに送付できる程度の大きさの封筒に、送付希望先の住所を記入すること。

なお、返信用封筒には、切手を貼付しないこと。

○提出部数 1部

○提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班